



3 高地震第 391 号
令和 4 年 3 月 16 日

公益社団法人
高知県建築士会 会長 様

高知県知事 濱田 省司



津波災害警戒区域の指定について（通知）

日頃は、高知県の南海トラフ地震対策にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、近年、最大クラスの津波から命を守るために重要となる「津波からの早期避難の意識」が低下傾向にあり、自助の啓発を一段引き上げる必要があります。このため、高知県では、各世代が日常的に利用する社会福祉施設、学校、医療施設において、改めて津波避難について考えていただく機会をつくることで津波早期避難意識の向上を図るため、令和 4 年 3 月末に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域（イエローゾーン）（以下、警戒区域という。）の指定を行うことといたしました。

宅地建物取引業法第 35 条及び宅地建物取引業法施行規則第 16 条により、取引対象となる物件が警戒区域内にあるときは、その旨を取引の相手方等に重要事項として説明することが必要となります。

つきましては、貴団体におかれまして、下記のとおり、加盟企業や会員等の皆様への周知のご協力をお願い申し上げます。

記

1. 指定予定日

令和 4 年 3 月 25 日

2. 指定範囲

沿岸 19 市町村の現在の最大クラスの津波ハザードマップと同じ区域

なお、警戒区域の指定後は、高知県南海トラフ地震対策課 HP で「津波災害警戒区域図」を閲覧できます。また、南海トラフ地震対策課及び警戒区域が位置する市町村の担当窓口でも閲覧できます。

3. 参考資料

別添のとおり

<お問い合わせ先>

高知県危機管理部南海トラフ地震対策課
対策推進担当 小笠原、小松

TEL 088-823-9386 FAX 088-823-9253

E メール 010201@ken.pref.kochi.lg.jp